



2005年 9月22日

金融庁 総務企画局企画課 保険企画室 御中

全国生命保険労働組合連合会
中央執行委員長 又曾 芳仁



「保険業法施行令・保険業法施行規則等の改正案の骨子（案）」に対する意見

全国生命保険労働組合連合会（生保労連）では、予てより「根拠法のない共済」について、組合員から数多くの問題事例が寄せられ、内包する課題に対し問題意識を強く有し、根拠法を有する共済も含めた「共済事業を横断的に規制する法制・監督体制」の実現が必要であると認識しております。そうしたなか今回、これまで全く規制・監督の及ばなかった「根拠法のない共済」について一定の規制が課せられるとともに金融庁の監督下に置かれる法改正がなされたことは、契約者保護及び公正な競争条件確保等の観点から、生保労連としても評価をしており、法改正にご尽力いただいた関係各位のお取組みに敬意を表します。

こうした認識を前提に、保険業法の改正を受けて今回公表された「保険業法施行令・保険業法施行規則等の改正案の骨子（案）」（以下「骨子（案）」）につきまして、生命保険産業に働く者の立場から、以下の通り意見を述べさせていただきます。

1. 少額短期保険業者が引き受け可能な保険の保険金額の上限について

<意見>

「骨子（案）」において、少額短期保険業者が引き受けられる保険の保険金額の上限として示されている「疾病による高度障害・死亡保険金は300万円、疾病・障害による入院給付金等は60万円、傷害による高度障害・死亡保険金は600万円」等については、引き下げる方向で検討すべきである。

また、これらの保険金額の上限が、少額短期保険業者の提供する商品として適正であるとの判断を示すにあたり、根拠となるデータ等についても公表する必要があると考える。

<理由>

「骨子（案）」においては、2004年12月14日に公表された金融審議会金融分科会第二部会報告「根拠法のない共済への対応について」（以下「報告書」）に基づき策定されているものと理解している。報告書においては、「根拠法のない共済」で新たに規制の対象となるものについて、「契約者などの保護や公正な競争条件の観点からは、保険会社の提供する商品と同様の商品が提供される場合には基本的には保険業法の規制が適用されるべき」との原則を置きつつ、「一定の事業規模の範囲内で、保険期間が短期のものであって、保険金が見舞金、葬儀費用、個人の通常の活動で生じる物損等の填補程度に留まる等少額短期保障のみの取扱いを行う事業

者」については、保険業法の「特例」として、少額短期保険業者を新設し、保険会社に比し緩やかな規制の枠組みを手当てするとされており。こうした趣旨に鑑みた場合、少額短期保険業者が引き受けられる保険の保険金額の上限は、極めて低水準とすることが適当である中で、「骨子（案）」で示されている上限金額は、見舞金や葬儀費用としては極めて高額であり、こうした商品を保険会社に比し緩やかな規制下におかれる少額短期保険業者が取り扱うことになれば、契約者保護や公正な競争条件の観点から極めて問題があると考えられる。

また、仮に「骨子（案）」にある保険金額の上限が、少額短期保険業者の提供する商品として適正であるとの判断を示すのであれば、消費者および類似商品を取り扱う保険会社に納得感のある根拠をしっかりと明示する必要があると受け止めている。

2. 経過措置について

<意見>

「骨子（案）」では、経過措置として、保険金額の上限を「原則として、それぞれの区分に定める金額の5倍程度を予定」と示されているが、この上限について、「骨子（案）」よりも引き下げる方向で検討すべきである。

また、「骨子（案）」では、区分毎に定める金額を一律に5倍することが予定されておりますが、保険の種類に応じた保険金額の上限を設定すべきと考える。

<理由>

経過措置はあくまでも既存の「根拠法のない共済」が保険会社または少額短期保険業者に円滑移行するための時限措置であり、本則の5倍の保険金額は極めて高額と受け止めている。こうした商品を保険会社に比し緩やかな規制下におかれる少額短期保険業者が取り扱うことになれば、契約者保護や公正な競争条件の観点から極めて問題があると考えられる。

また、保険の種類によって引受リスクは異なることから、区分毎に定める金額を一律に5倍とすることにも極めて問題があると考えられている。

(ご参考)

個人保険の1件あたり保険金額の平均は、約1,054万円。

(生命保険協会「2004年版 生命保険の動向」より)

以 上